

令和8年度事業計画書

I 実施方針

日本獣医師会及び地方獣医師会においては、多くの課題があるが、引き続き連携を密にし、解決に向けて、中長期的な視野に立って取り組んでいく必要がある。

本年4月、藏内会長が日本人初となる世界獣医師会（WVA）会長に就任し、同月21日～24日に、31年ぶりに日本（東京国際フォーラム）において、「ワンヘルスで世界の獣医療が示す未来」をテーマとして第41回世界獣医師会大会（WVAC）を開催する予定である。

一方、昨年11月の第219回臨時国会において、高市早苗内閣総理大臣は、感染症や薬剤耐性菌（AMR）、環境変化といった地球規模のリスクに対して、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、総合的に対応することが重要であると明言し、我が国の「ワンヘルス・アプローチの推進」を強く明示された。

このような状況を踏まえ、本会がこれまで主導的に取り組んできたワンヘルス活動の大きな節目となるよう、本大会で策定した東京大会宣言を世界へ発信するとともに、国内外の獣医師によるワンヘルス実践活動を一層推進、支援する。

また、本会が環境省の指定登録機関として取り組んでいる販売用の犬・猫等に対するマイクロチップ（MC）法定登録事業、厚生労働省が進めている狂犬病予防法関係手続きのDX化については、所有者の利便性の向上とともに、法定登録制度の適正な運用及び装着・登録の推進、犬の登録促進及び予防注射接種率の維持・向上に努め、より一層の社会貢献に努める。

一方、農林水産大臣から獣医師の専門性に関する認定を行う者に指定された、本会の「認定・専門獣医師協議会」では、引き続き本会及び学協会が実施する研修プログラムの評価・認定とともに、本会の「農場管理認定獣医師」等の認定・専門獣医師資格制度の高位平準化に努めるとともに円滑な制度運営に資する。

さらに、発生が続く豚熱、近年、毎シーズン発生している高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症については、我が国への侵入防止対策等の的確な実施が不可欠である。そのために豊かな知識と技術を有する上記「農場管理認定獣医師」が豚熱の予防的ワクチン接種を実施する民間の知事認定獣医師、飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当獣医師として防疫業務等に主体的に従事するよう人材の育成に努める。

また、昨年12月に青森県東方沖で発生した地震においては、初めて発表された後発地震注意情報も踏まえ、

本会の危機管理室において発生翌日に緊急対策本部を発足させた（1月9日に解散し、地元獣医師会等との連絡体制を維持）。今後発生が予測される、直下型の大規模地震、線状降水帯による洪水、新たな新興・再興感染症の世界的な流行等に対し、有事の際には危機管理室が主導して被災動物の保護、獣医療提供体制の復旧等の体制整備に努め、円滑かつ迅速に社会の要請に応える。

近年の犬の出生数の低下等による犬の飼育頭数減少の課題については、引き続き少子高齢化社会における幼少期の情操教育や高齢者の生きがい等の恩恵、家族の一員である犬猫等とともに過ごす豊かな社会生活の維持・向上を目的として、関係省庁、団体等との意見交換に努め、関係する委員会において解決策等の検討を継続する。さらにその結果については、関係各所に要請するとともに、動物飼育の重要性と併せて広く提言する。

そのほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会等における議論を深め、具体的な対応策を提言して適宜実行する。

さらに、地方獣医師会の組織率向上を図るため、特に、獣医学生、新規若手獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師活動の提供、学生会員の入会手続きのシステム化など、引き続き総務委員会において獣医師会組織の強化方策について検討を行い適宜実施する。併せて、同委員会の下に設置した組織財政検討小委員会の答申を踏まえ、事務・事業の経費削減・各種事業の改善事項は速やかに実施する。

以下に、本年度における重点的な取組み事項を示す。

1 事業推進特別委員会による重要課題の検討

今期（令和7・8年度）は次の3つの事業推進特別委員会において、関連する職域別部会と連携して検討を行い、随時又はその結論を得て本会の事業運営、要請活動等の施策に反映させる。

（1）ワンヘルス推進検討委員会（部会委員会等運営事業）

本年4月藏内会長が日本人初となる世界獣医師会（WVA）会長に就任し、同月21日～24日に、31年ぶりに日本（東京国際フォーラム）において、「ワンヘルスで世界の獣医療が示す未来」をテーマとする第41回世界獣医師会大会（WVAC）を開催する。昨年度は藏内会長がWVA次期会長として、WVAの関係委員会等に出席し、各種の提言をされてきたが、WVACの日本開催を好機と捉え、さらなる世界各国と連携したワンヘル

ス実践活動の推進方策等を検討する。国内においては、日本医師会のほか、環境団体等とも連携してワンヘルス活動を推進する一方、地方獣医師会においては、農林水産分野及び保健衛生分野双方の行政機関、地域の医師会、環境団体等の参画を経てワンヘルス推進のための委員会を設置して議論を行い、全都道府県におけるワンヘルス条例等の策定の推進に努める。

特に前期委員会で策定した「ワンヘルス推進検討委員会及び関係業務対応の運営ロードマップ（令和5～9年度）骨子」を踏まえ、引き続き地方獣医師会に対し地方行政機関の感染症対策部局とのコミュニケーション強化を依頼する。

一方、政府が公表した薬剤耐性（AMR）対策行動計画（2023-2027）に基づき、普及・啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物臨床現場における抗菌剤の適正使用・慎重使用のための具体的な方策を検討する。

（2）マイクロチップ（MC）普及推進検討委員会（動物福祉適正管理施策支援事業）

販売犬猫のMCの装着・登録について、本制度の適正な運用及び装着・登録の推進が図られるよう、①獣医師による動物の所有者への責務に関する適正な運用支援及び指導・助言等の役割、獣医師の責務の法的な明確化、②通常の迷子動物や被災動物の迅速な飼い主への返還、ペットショップから飼い主への円滑な所有者変更登録の実現のため、獣医師による登録情報の全面的な検索の認可、③ペットショップ等での販売時の譲渡人への変更登録の義務付け等について、動物愛護管理法の一部改正等を引き続き要請等し、速やかな実現に努める。

一方、本会が取り組んできたAIPO登録事業とのデータについては、上記登録データとの二重運用の解消を図るとともに、システムの維持管理等の経費の削減を図る。

さらに、関連して、本会で構築した犬登録支援システムは、より確実な狂犬病登録手数料の徴収に加え、今後、ワクチン接種情報も一体的に運用する予定であり、引き続き地方獣医師会と連携し、厚生労働省が進める狂犬病予防法関係手続きのDX化の一環として自治体に積極的な活用を要請する。併せて犬の登録促進、登録料の確実な徴収、及び予防注射接種率の維持・向上等、円滑な支援の推進に係る課題等についても検討し改善を図る。

（3）人と動物の共生社会推進委員会（部会委員会等運営事業（小動物臨床））

近年の人口の減少、共働き家庭の増加に加え、優良な繁殖業者への規制による犬の出生率の低下等を要因とする犬の頭数減少が顕著であり、現代人の心の癒し、少子高齢化社会における幼少期の情操の育成、高齢者の生きがい、動物介在の福祉活動等による多くの恩恵が失われ

ることが危惧される。このため犬の老齢化、犬の繁殖、飼育の現状の課題について、関係省庁、団体等との意見交換に努め、引き続き解決策を模索する。

なお、委員会の名称については、本検討の趣旨が一般にも伝わるよう「人と動物の共生社会推進委員会」に改める。

Ⅱ 事業別の対応

1 公益目的事業

（1）部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題等については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきた。今後、さらに本質的な議論がなされるよう部会委員会の適正かつ効率的な運営に努めるとともに、各委員会はWEB開催を原則とし、会議に係る経費の節減に努める一方、課題ごとに関連部会が連携して検討を行う。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民生活に貢献できる獣医療の提供、公衆衛生の向上等を目的として積極的に活動するとともに、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

イ 個別課題への対応

事業推進特別委員会の検討結果を踏まえ、次のとおり対応する。

（ア）ワンヘルスの推進に関する対応

①人と動物の共通感染症対策、②薬剤耐性（AMR）対策、③生物多様性の維持や地球環境保全の推進、④国際機関との協力によるワンヘルスの活動推進と課題解決、⑤ワンヘルスの課題の研究と一般市民へのワンヘルス教育推進等に取り組む。引き続き日本医師会との連携シンポジウムを開催するとともに、行政組織におけるワンヘルス業務の明確化及び他の関係機関との役割分担等について、関係委員会で検討する。

さらに4月の世界獣医師会東京大会で策定する大会宣言の発信に努め、世界各国における獣医師を主導としたワンヘルスの実践活動の普及促進を図る。

また、農林水産省、厚生労働省等の支援の下で、医師会及び医師、動物用医薬品業界等と連携しつつ、産業動物臨床及び小動物臨床部会等と連携して、具体的なAMR対策に関する獣医師、医師、動物用医薬品業界、及び一般市民との情報交流、普及活動、リスク管理施策の推進等を行う。

（イ）マイクロチップ（MC）の普及推進に関する対応

災害時のみならず平常時における獣医師によるMC情報の検索、狂犬病予防法における犬の登録情

報の一体的運用等の実現、また、犬猫の所有者への MC 情報を活用した様々な付加価値サービスの提供等、MC 登録制度の所有者メリットの向上と登録事業の円滑な推進の実現に向けた仕組みを構築する。関連して、本会が構築した犬登録支援システムを普及することにより、犬の登録促進、登録料の確実な徴収、及び予防注射接種率の維持・向上に努め、厚生労働行政を支援する。

(ウ) 人と動物の共生社会推進に関する対応

年齢、住居環境等による飼育制限、繁殖時の頭数、回数等の制限の見直しについて関係委員会で検討の上、提言を取りまとめ、関係各所に要請するとともに、動物飼育の重要性和併せて社会に提言を行うなど関係者の理解醸成に努め、引き続き家庭動物の飼育推進を図る。

ウ 豚熱等家畜伝染病への対応

豚熱、アフリカ豚熱等への対策については、引き続き国内外の発生動向を見据えるとともに、今シーズンの全国における野鳥や家きんの鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、必要に応じて本会に設置された豚熱等家畜伝染病対策検討委員会において、本会及び地方獣医師会における防疫対応等の支援について検討を行い、その結果を踏まえ速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

併せて、「農場管理認定獣医師」を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、養豚農場における豚熱ワクチン接種の方策を含め、農場の飼養衛生、経営管理等全般を管理する体制を普及し、その構築に努める。

エ 公務員獣医師の確保対策に関する対応

公務員獣医師の確保については、獣医師独自の俸給表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等の処遇改善及び魅力ある業務内容への見直し等、各自治体における実情を踏まえた、人材の確保及び育成について、関係する委員会において検討し、地方獣医師会、行政機関、関係団体とも連携して有効な方策を講じるとともに、関係省庁へ要請を行う。

オ 女性獣医師の活躍推進に関する対応

女性獣医師の就業継続及び復職への支援等、女性獣医師の活躍推進については、引き続き、女性獣医師活躍推進委員会における就業支援対策の検討及び実施に努める。本会では「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念の下、勤務条件及び職場環境の向上のための取組みを強化する。併せて、女性獣医師及び若手獣医師の地方獣医師会への加入促進対策、小動物診療施設における課題等について検討する。

カ 組織の強化等への対応

本会及び地方獣医師会の組織強化のため、獣医学生、新規若手獣医師の入会促進に努め、魅力ある獣医師会活動、獣医師会組織による要請活動の強化等について引き続き総務委員会で検討し実行する。なお、同委員会の下に設置された組織財政検討小委員会の答申に基づき、各種事業の見直し、健全な財政運営への改善等について速やかに実施する。

その他、本会の財政基盤の強化に向けて、収益事業にも積極的に取り組むこととする。

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその職責を果たすため、必要に応じて関係部会において獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師の誓い—95年宣言」、「産業動物医療・小動物医療の指針」等の普及啓発に努める。併せて地方獣医師会と連携して倫理向上の普及啓発のため講習会、研修会等を開催し、法令違反等の事例について情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為等に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 災害対策事業

昨年12月に青森県東方沖で発生した地震においては、初めて発表された後発地震注意情報も踏まえ、本会の危機管理室において発生翌日に緊急対策本部を発足させた(1月9日に解散し、地元獣医師会等との連絡体制を維持)。

このように我が国で将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災による会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、我が国の獣医療に係る被害の発生に対して、本会の「危機管理室」が速やかに情報収集を行い、実効ある支援活動等が実施できるよう体制の整備・充実に努める。

さらに、令和7年度に指定された指定公共機関としての役割を果たせるよう、平時及び災害時の取組みの整理を行う。

また、VMATを災害専門の認定獣医師に位置付けることを検討し、制度化を進め、VMAT構成員の養成・登録及び全国的な派遣体制の構築等の救護体制を整備し、緊急災害発生時における動物救護活動及び獣医療提供体制復旧の支援に備える。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援するために、以下の事

業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

MC 普及推進検討委員会の検討結果を踏まえ、災害時のみならず平常時における獣医師による MC 情報の検索、狂犬病予防法における犬の登録情報の一体的運用等の実現、また、犬猫の所有者への MC 情報を活用した様々な付加価値サービスの提供等、MC 登録制度の所有者メリットの向上と登録事業の円滑な推進の実現に向けた仕組みを構築する。

イ 動物福祉愛護対策推進事業

動物愛護管理法についての普及啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。

特に、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、動物の福祉・愛護に関する児童文学作品を対象とする日本動物児童文学賞の贈呈、学校における動物飼育や各種福祉施設や病院等における動物とのふれあい活動等への支援を行う。

(5) 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及啓発とともに、獣医療及び動物福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、本会事業の一層の発展を期する。

ア 普及啓発活動事業

「2026 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」については、例年どおり東京都内を会場として開催することとし、一般市民向けに獣医師の職域やワンヘルスを含む獣医師の役割等に係る普及啓発を行う。さらに地方獣医師会及び動物福祉・愛護関係団体との連携を密にするとともに、獣医学系大学及び獣医学生団体の参加、並びに獣医療、畜産関係及び動物関連産業界からの協賛・支援について引き続き協力要請を行う。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努める。

ウ 情報等提供対応事業

本会の組織の強化、社会プレゼンスの向上及び国民の利益保護のため、引き続きホームページの充実、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策や専門的知識・技術を修得した獣医師に関する適切な獣医療情報等に関する情報提供及び普及啓発を強化する。

また、関係情報の収集・提供にあたっては、構成獣医師異動処理システム、MC データベース等に記録された個人情報の保守を強化するとともに、地方獣医師

会事務局に対する講習の実施等による情報共有を図り、全国の獣医師会全体のネットワークの情報セキュリティ強化に努める。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

必要に応じて、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

ア 獣医事対策等の推進

地方獣医師会、関係省庁、大学等教育機関、関係団体、動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。特に日本医師会との連携については、引き続き人と動物の共通感染症、薬剤耐性(AMR)に関するシンポジウムの開催等を通じて関係者の情報共有を図る。

イ 獣医療提供体制の整備

令和 6 年 6 月に農林水産大臣から獣医師の専門性に関する認定を行う者として指定された、本会の「認定・専門獣医師協議会」においては、引き続き学会・協会が実施する研修プログラムの評価・認定等を実施し、認定・専門獣医師の高位平準化に努める。

また、本会が資格制度化した「農場管理認定獣医師」の適正運営の他、「災害獣医療(VMAT)認定獣医師」等の研修プログラムの確立及び認定・専門獣医師の名称の付与制度を構築の上、定着を図る。

なお、産業動物獣医療分野においては、獣医師の確保対策の検討とともに、中山間部・僻地等の産業動物獣医師偏在地域へのデジタル技術を活用した画像診断等の遠隔獣医療技術の向上、普及による診療体制の整備・充実の支援に努める。

一方、小動物獣医療分野においては、家庭動物の飼育推進とともに、小動物診療体制の維持及び発展に向け、関係委員会で検討する。

さらに、愛玩動物看護師の活用に当たっては、当該愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等をよく見定めた上で、獣医師の責任の下で診療行為の一部を担うことができるよう、日本愛玩動物看護師会、動物看護師統一認定機構等の関係団体との緊密な連携を図り、適切なチーム獣医療の提供に努める。

ウ 獣医学教育環境の国際水準化

本会が文部科学省及び獣医学系大学等多くの関係者と尽力してきた獣医学教育環境の国際水準化に向けての取組みを継続する。

また、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、「獣医学実践教育推進協議会」による農業共済団体や関係する行政機関等の実習受入

機関と獣医学系大学との連携の強化、円滑かつ効果的な実施体制の整備等を支援する。

さらに、アジア獣医大学協会（AAVS）、国際獣疫事務局（WOAH）等とも協力し、アジア地域の獣医学教育の改善に取り組み、国際水準化に努める。

(7) 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等、国内外の調査研究事業の実施に努め、その事業成果を獣医事施策の推進に反映させることにより、獣医事全体の向上に資する。

(8) 獣医学術学会事業

獣医学術に関する調査・研究業績の発表、討論及び講演並びに市民公開講座等を獣医学術学会年次大会において開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。獣医学術分野別3学会で構成する学術学会については、本学会の運営、獣医学術学会年次大会の企画内容とともに、開催の在り方等について獣医学術部会で検討を行う。

(9) 獣医学術振興・人材育成事業

ア 日本獣医師会雑誌提供事業

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合的な情報の媒体としての誌面を提供する。なお、印刷、発送のコスト増大に鑑み、本誌の電子ジャーナル化についてスケジュールに従い、移行を進める。一方、日獣会誌のうち獣医学術学会誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師の人材育成に資するとともに、引き続き電子ジャーナルとして速やかな国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会をはじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、小動物・産業動物診療、家畜衛生・公衆衛生、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師のために、各職域の特性に応じた研修プログラムの策定、研修実施の支援、参加者の評価を行うことにより、獣医師の人材養成と質の確保に努める。

なお、本事業のシステムについては、経費節減のた

め、助成により作成した他事業のシステムを改修等して有効活用する。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

(ア) 獣医学術振興・普及及び国際交流等助成事業

獣医学術の振興・普及及び獣医事の向上を目的とするシンポジウム、講習会、セミナー等を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信に努め、波及効果の向上を図る。特に農場管理認定獣医師の養成に係る研修等は、本制度の進展のために内容等のさらなる充実に努める。

また、WVA、FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、アジア地域臨床獣医師等総合研修・ネットワーク構築事業を適正に運営し、アジア地域における家畜衛生事情の向上に努めるとともに、アジア地域各国の獣医師会及び総合研修修了獣医師との連携を一層強化する。

なお、藏内会長のWVA会長就任に伴い、各国の獣医師とのワンヘルス実践活動への連携、協力に努めるなど、獣医事の国際的な振興・普及に一層の貢献を図る。

さらに、東アジア三カ国（日本・韓国・台湾）における獣医学術交流については、平成30年に調印した覚書（MoU）に基づき、国境を越えた学術活動を推進する。

(イ) 女性獣医師活躍推進対策事業

職域総合部会の女性獣医師活躍推進委員会における検討の結果に基づき、研修会の開催、情報提供活動等を行う。

(10) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床及び獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国内外の調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収 益 事 業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会が所有する基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当を図り、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築48年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、三菱地所株

式会社と合意した長期修繕工事的確な実施に努める。

また、本会の財政基盤の強化のため、獣医事に係る収益事業の在り方についての検討も考慮する。

3 その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

（1）獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保

険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

（2）褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 そ の 他

事業1、2、3に掲げた事業以外で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。